

第29回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和4年10月28日(金) 午後3時00分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和4年10月28日(金) 午後3時00分
2. 閉会時間 令和4年10月28日(金) 午後3時21分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	北浦 守金	5	西森 博昭	6	片山 定幸

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 13名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	大場 文彦	安中	北尾 健一郎	中央	馬場 喜一
杉谷	堀川 邦夫	三会	榊 廣	三会	山口 清則
三会	田上 富康	三会	林田 了星	三之沢	水本 正一郎
高野	吉田 和久	池田	松本 良二	釘崎	太田 武春
戸田	林田 靖仁				

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 農業用施設届について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4号議案 非農地証明願について
- 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
- 第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
- 第7号議案 空き家に付属した農地指定申請について

午後3時00分開会

議長（会長代理）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第29回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、1番 北浦 守金 会長、5番 西森 博昭 委員、6番 片山 定幸 委員 は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、17番 廣瀬 光徳 委員、18番 森 誠 委員を指名いたします。

議長（会長代理）

はじめに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、6筆 13筆 10, 689平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、3筆 4筆 3, 524平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農業用施設届について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、1筆 1筆 177平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長代理）

ただ今の報告に対して、ご質問等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 1,036平方メートル を

売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、29,002.72平方メートルで、農機具はトラクター 3台、管理機 3台、コンバイン 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、45年の農作業歴があります。水稻・レタス・人参・白菜を栽培し、通作距離は自宅から3キロということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、申請地 671平方メートルにおいて、木造平家建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側、南側及び西側は道路となっております。

コンクリート舗装及び砂利転圧を行い、雨水は自然流下及び溜桝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地 547平方メートルを譲り受け、木造平家建二世帯住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路及び水路、南側は農地、西側は雑種地となっております。

周囲にコンクリートブロックを設け、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長代理)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長代理)

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長代理)

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集8ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成12年月日不詳頃から、倉庫用地として利用されています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長代理)

ただ今、説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 ……委員

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側及び西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農用地利用集積計画（案）」の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集9ページから14ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 22件 61筆 61,314平方メートル

耕作権の再設定 6件 8筆 6,454平方メートル

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集15ページに記載のとおりで、

1件 3筆 2,864平方メートルです。 合計 29件 72筆 70,632平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただいまの説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第5号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」

を承認することに決定いたします。

議長（会長代理）

次に、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

（……委員 退場）

議長（会長代理）

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の16ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、18筆、17,303平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、7名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第6号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議がないようですので、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。……委員の入場を求めます。

（……委員 入場）

議長（会長代理）

次に、第7号議案、空き家に付属した農地指定申請についての1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

本市では、平成30年4月1日から「島原市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」を定め、空き家に付属した農地については下限面積を1平方メートルと規定しております。

今回、市の空き家バンクに登録された空き家の所有者が権利を有する市内にある農地を取得したいとの申請があつております。

事務局で申請書類、

- (1) 空き家に付属した農地指定申請書
- (2) 空き家バンクに登録されていたことの確認書
- (3) 取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書
- (4) 農用地利用計画書
- (5) 空き家に居住することが確認できるもの、賃貸契約書若しくは売買契約書の写し等

及び現地を確認したところ、「空き家に付属した農地」として、指定することに、問題ないと確認したところです。今回、「空き家に付属した農地」として指定いただければ、次は、農地の所有権移転申請手続きになります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今、説明がありましたが、第7号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第7号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案 空き家に付属した農地指定申請についての1番は許可することに決定いたします。

議長（会長代理）

以上で、第29回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第29回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時21分閉会